

< 報道発表資料 >

令和 8 年 3 月 1 0 日

京都市都市計画局都市景観部開発指導課

行政代執行（盛土緊急対策工事）の実施について

この度、宅地造成等工事規制区域内で行われた危険な状態の特定盛土等について、災害防止措置命令で指定した期限までに是正措置が講じられなかったことから、宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）第 2 3 条の規定に基づき、次のとおり、本市が行政代執行により除却を行います。

なお、代執行に当たって支障となる建築物についても、除却命令期限までに履行されなかったため、都市計画法第 8 1 条第 2 項の規定に基づき本市が代執行により除却します。

【代執行の概要】

- 所在地
京都市北区大北山原谷乾町 111 番 182、183 及び 205
- 現地の状況
宅地造成等工事規制区域である当該地において行われた特定盛土等により、許可なく無造作に積み上げられたコンクリートブロックに、擁壁と同様の土圧をかけており、倒壊した際には、当該の東側に位置する民家へ、コンクリートブロック及び土砂が崩落する恐れのある、危険な状態である。

【代執行の内容】

- ・ コンクリートブロックの全部及び盛土の撤去
- ・ 撤去後の法面の整形及び保護
- ・ 代執行に当たって支障となる建築物の除却

【代執行の理由】

危険な状態であるコンクリートブロック及び盛土の撤去について法第 2 3 条に基づき災害防止措置命令を行ったが、期限（令和 7 年 1 0 月 3 1 日及び令和 8 年 1 月 1 5 日）までに是正措置が講じられなかったため。

また、代執行に当たって支障となる建築物（木造ビニール板葺き平屋建て）については、都市計画法第 8 1 条第 2 項の規定に基づき除却命令を行ったが期限までに履行されなかったため。

【代執行の実施期間】

令和8年3月16日（月）～令和8年9月末（予定）

（ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがあります。）

※3月16日(月)午前10時に、現地における代執行宣言後に着手します。

<取材に関するお願い>

現地に至る道路は狭あいであり、特に現地付近は急こう配の悪路となっております。
周辺住民の方々の生活道路でもあるため、取材の際は、公共交通機関等の利用に御協力を
お願いいたします。

<お問合せ先>

都市計画局都市景観部開発指導課

電話：075-222-3558

<参考>

宅地造成及び特定盛土等規制法（抄）

（改善命令）

第二十三条 都道府県知事は、宅地造成等工事規制区域内の土地で、宅地造成若しくは特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な擁壁等が設置されておらず、若しくは極めて不完全であり、又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置がとられておらず、若しくは極めて不十分であるために、これを放置するときは、宅地造成等に伴う災害の発生のおそれ大きいと認められるものがある場合においては、その災害の防止のため必要であり、かつ、土地の利用状況その他の状況からみて相当であると認められる限度において、当該宅地造成等工事規制区域内の土地又は擁壁等の所有者、管理者又は占有者（次項において「土地所有者等」という。）に対して、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずることができる。

2 前項の場合において、土地所有者等以外の者の宅地造成等に関する不完全な工事その他の行為によって同項の災害の発生のおそれが生じたことが明らかであり、その行為をした者（その行為が隣地における土地の形質の変更又は土石の堆積であるときは、その土地の所有者を含む。以下この項において同じ。）に前項の工事の全部又は一部を行わせることが相当であると認められ、かつ、これを行わせることについて当該土地所有者等に異議がないときは、都道府県知事は、その行為をした者に対して、同項の工事の全部又は一部を行うことを命ずることができる。

3 第二十条第五項から第七項までの規定は、前二項の場合について準用する。

都市計画法（抄）

（監督処分等）

第八十一条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件（以下この条において「工作物等」という。）の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

一 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者

二 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分

に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者

三 この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者

四 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。

この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

4 前項の標識は、第一項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。